

**第 4 期練馬区障害者地域自立支援協議会専門部会
権利擁護部会（報告・協議）**

1 権利擁護部会の目的

関係機関の協力体制を強化し、障害者虐待防止のためのネットワークを構築するとともに、障害者の権利擁護について検討する。

- 障害者虐待防止に関すること
- 障害者の権利擁護の推進に関すること
- 地域における見守りネットワークに関すること

2 開催日時・案件

(1) 第 1 回 平成 28 年 10 月 4 日

- 第 4 期の体制・専門部会の設置について
- 地域生活支援拠点等の整備に係る区の方針について

(2) 第 2 回 平成 29 年 1 月 12 日

- 地域生活支援拠点等の整備について
- 障害者の高齢化や一人暮らしにおける支援等について

(3) 第 3 回 平成 29 年 7 月 6 日

- 地域生活支援拠点等の整備に係る緊急時の対応や関係機関の連携等について
- 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画について

(4) 第 4 回 平成 29 年 10 月 3 日

- 地域生活支援拠点等の整備に係る緊急時の対応や地域の体制づくり等について

(5) 第 5 回 平成 30 年 2 月 27 日

- 地域生活支援拠点等の整備に係る意見のまとめについて

(6) 第 6 回 平成 30 年 6 月 22 日

- 障害者虐待への対応状況について

(7) 第 7 回 平成 30 年 10 月 12 日

- 練馬区社会福祉協議会権利擁護センターでの事例や障害者の権利擁護について

2 協議まとめ

(1) 地域生活支援拠点等についての協議

○挙げた課題等

- ① 親一人子一人の家庭も多く、介護する親の高齢化や本人の高齢化でどちらかが倒れたらどうにもならないという不安を抱えている人たちもいる。
- ② 親の高齢化といった家庭の理由で施設入所している人もいる。また、障害のある人で家族が介護できなくなったとき、グループホームか施設入所が選択肢となるが、グループホームでの生活を体験できる場が少ない。
- ③ 行動障害や医療的ケアなど専門性を持つヘルパーがいない。人材育成や人材確保がなかなか進まない現状がある。

○課題等に対する意見

- ① 地域の中に受け皿があれば、家から入所ではなく、家からグループホームといった選択肢ができる。家族が元気なうちにグループホームの体験ができ、親もそれを見守りながら、安心していざというときに備えられるといい。
- ② 緊急時など、そこに連絡すれば何とかなる仕組みがあるといい。状況を見極めて判断できるコーディネーターのような存在も重要ではないか。
- ③ 区の全体的な状況を見ながら課題に応じて研修を設定し、参加を促すといいのではないか。
専門性を持った人材は重要だが、専門性はなくても障害に理解のある人材という視点で考えれば人材の供給源はあるのではないか。

(2) 障害者虐待についての協議

○挙げた課題等

- ① 虐待していること、されていることへの自覚がないことが問題である。また、閉鎖的なところでは虐待が起こりやすいのではないか。
- ② 虐待には未然に防ぎにくい面もあるため、通報できる権利があるということを障害当事者にどう周知していくか。

○課題に対する意見

- ① 本人の受け止めの部分で対応に苦慮する場合もあり、相談の中で丁寧に対応してくことで未然に防げることもある。相談を受ける側として、白黒の判定を

つけるというより、地域で安心して暮らせるにはどうしたら良いかという視点をもつことも大事である。

ボランティアといった外との関係性をつくり、閉鎖的にならない環境を整えることで虐待防止につながっていくと考える。

② 福祉施設や相談窓口などで、繰り返し丁寧に伝えてあげることが重要である。

(3) 成年後見事業についての協議

○挙げた課題等

① 障害当事者の判断能力が十分ではない中で、どのように本人の意思決定を引き出していくのか。また、制度利用が十分に進んでいないように思う。

○課題に対する意見

① 成年後見制度の利用については、本人との信頼関係の構築や確認作業を丁寧に進めながら、切れ目ない支援をしていくことが大切である。

早いうちに制度を知ってもらうことが有効であり、そのための周知を行っていくことが必要である。

4 次回の協議内容等

平成 31 年 2 月、開催予定。

第 4 期のまとめ、第 5 期への引き継ぎ等について協議を行う。